

# 仕 様 書

## 1 件 名

寮室エアコン更新工事（西寮7階、東寮3～7階）

## 2 履行場所

東京都八王子市南大沢4-5

救急救命東京研修所寮室（西寮7階、東寮3～7階）

## 3 契約期間

契約日から令和10年3月31日（金）まで

原則、研修生不在の時期に実施することとし、詳細な工期は契約後、当研修所担当者（以下「担当者」という。）と打ち合わせを行うこと。

なお、年度ごと、工事完了の期限は次のとおりとする。

- ・令和8年度：西寮7階40台及び東寮6・7階50台、合計90台  
令和9年2月28日（日）まで
- ・令和9年度：東寮3～5階、合計75台  
令和10年2月29日（火）まで

## 4 工事概要

- (1) 既設エアコン撤去及びフロンガス回収・廃棄
- (2) エアコン本体・付属機器の設置・取付け
- (3) ペリカウンター解体・復旧
- (4) 電気工事、在室管理システム（防災センター、寮監事務室）との信号引き継ぎ工事
- (5) 吹出しグリル及び枠の交換
- (6) 外観の点検及び試運転

## 5 本体器具明細

ピーマック株式会社製パッケージエアコン（AEP32AAK）とする（同等品の場合は必ず事前に研修所の承認を得ること）。

### ・機器仕様

床置型ウォールスルー隠蔽型	
空気熱源ヒートポンプユニット	
型番	AEP32AAK 165台

注) 外壁ガラリ接続ダクト寸法 L923xH516.5、機器吹出接続ダクト寸法 L600xD90

## 6 作業条件

- (1) 作業時間は原則8:30～17:00とする。時間延長については、別途協議すること。
- (2) 搬入出経路は西棟通用口・東棟通用口を原則とするが、東棟通用口を使用する場合は、付近の停車制限があるため、事前に確認を取り担当者の了承を得ること。なお、エレベーターの使用は可とする。
- (3) 工事で使用する車両や物資等を一時的に研修所の敷地内に存置する場合は、事前に担当者の了承を得ること。  
また、駐車場を使用する際は担当者が指定する場所に存置するとともに、極力駐車台数を抑える措置を講じ、事故防止のために適切な養生を行うこと。

- (4) 受注者は、契約締結後、現場責任者及び資格作業者を選定し、工事体制表を作成して担当者に提出すること。また、受注者は、着工前に現場調査を行い、その結果をもとに工程表及び施工要領書を作成し、担当者に提出すること。なお、施工要領書には、工事で使用する材料及び工法等を明記すること。
- (5) 施工の際に研修所の建物・機械その他在来部分、施工済み部分等で、汚損又は損傷の恐れのある箇所については、適正な養生を行うこと。また、特にエレベーター等電気機械類の付近は静電気を滞留させない養生をすること。
- (6) 停電・断水を伴う工事を行う場合はあらかじめ担当者と協議すること。
- (7) 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適切に処分すること。廃棄物の処理に当たっては、関係法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (8) 工事中は安全に万全を期すこと。万が一、請負者側の不注意により発生した物損及び人身事故等は、全て請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに担当者に報告するとともに、適正な措置を講ずること。
- (9) 作業に必要な電気及び水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、費用は研修所が負担する。

## 7 完成検査及び報告

- (1) 検査については、機能検査及び外観検査を実施するものとする。
- (2) 内装等に破損があった場合、当該箇所の部分復旧を行うこと。
- (3) 工事記録（不可視箇所については写真撮影）、工事完了届出書、保証書等の各種書類を作成し提出すること。

## 8 契約不適合責任

受注者は、工事施工後1年以内に故障等が発生した場合は、担当者の指示により、無償にて不良箇所の修理を行うこと。

## 9 支払条件

次の各年度ごとにすべての工事完了後、一括して工事完了届出書・請求書を受領した後に支払う。

なお、年度ごとの支払い内訳は次のとおりとする。

- ・令和8年度 西寮7階40台及び東寮6・7階50台の合計90台分
- ・令和9年度 東寮3～5階の合計75台分

各年度2月末日までに更新工事を完了することとし、同3月10日までに請求書を提出すること。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項又は本工事の遂行上疑義が生じた場合は、担当者と協議の上決定するものとする。